

平成30年4月25日
午前10時開会
議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて（上天草市
税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第 4 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて（上天草市
国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第 5 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて（上天草市
固定資産評価員の選任について）
日程第 6 議案第51号 上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第52号 平成30年度上天草市一般会計補正予算（第1号）
日程第 8 議案第53号 工事請負契約の締結について
日程第 9 報告第 4号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（15名）

議長 園田 一博
1 番 木下 文宣 2 番 何川 誠 3 番 嶋元 秀司
5 番 宮下 昌子 6 番 西本 輝幸 7 番 高橋 健
8 番 小西 涼司 9 番 新宅 靖司 10 番 田中 万里
11 番 北垣 潮 12 番 島田 光久 13 番 津留 和子
14 番 桑原 千知 15 番 田中 辰夫

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長 堀江 隆臣 副 市 長 小嶋 一誠

教 育 長	高倉 利孝	総務企画部長	和田 好正
市民生活部長	宇藤 竜一	建設部長	山下 正
経済振興部長	井手口隆光	教育部長	中文近
健康福祉部長	辻本 智親	上天草総合病院事務長	尾崎 忠男
総務課長	濱崎 裕慈	財政課長	迫本潤一郎
会計管理者	堀川 雅輔	水道局長	小西 裕彰

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	海崎 竜也	局長補佐	松尾 伸之
主 事	浦下 千明		

開会 午前10時00分

○議長（園田 一博君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回上天草市議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（園田 一博君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に、15番、田中辰夫君。1番、木下文宣君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（園田 一博君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（北垣 潮君） おはようございます。去る4月20日、議会運営委員会を開催し、平成30年第3回上天草市議会臨時会における議会の運営に関する事項を審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

今臨時会に付議されます議案等は、承認3件、議案3件、報告1の合計7件です。執行部からの説明を受け、慎重に審査しました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定いたしました。会期は、本日1日とし、審議方法につきましては、急施を要する案件でありますので、委員

会付託を省略し、本日の本会議において質疑、討論を経て、表決することと決定いたしました。
皆様の御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議
ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は委員長報告のと
おり本日1日と決定いたしました。

日程第3	承認第1号	専決処分の報告及びその承認を求めることについて（上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第4	承認第5号	専決処分の報告及びその承認を求めることについて（上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
日程第5	承認第6号	専決処分の報告及びその承認を求めることについて（上天草市固定資産評価員の選任について）
日程第6	議案第51号	上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第52号	平成30年度上天草市一般会計補正予算（第1号）
日程第4	議案第1号	工事請負契約の締結について
日程第9	報告第4号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

○議長（園田 一博君） 日程第3、承認第2号から日程第9、報告第4号を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） おはようございます。

平成30年第3回上天草市議会臨時会に提案します議案につきまして御説明いたします。

今臨時会には専決処分の報告及びその承認を求めることについての承認案件3件、上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての条例議案1件、平成30年度上天草市一般会計補正予算第1号の予算議案1件、工事請負契約の締結についての議案1件、専決処分の報告についての報告案件1件の合計7件を提出しております。

各議案の詳しい内容につきましては、所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただきまして、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、執行部から順次議案内容の説明を求めます。

まず、承認第2号から承認第4号を市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） よろしくお願ひいたします。

議案書1ページをお願ひいたします。

承認第2号、専決処分報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

今回の提案は、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第4号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に交付されたことなどに伴い、関係規定を整備するものでございます。したがって、単なる条文、条項の整備のための変更が多数行われておりますので、条文条項の変更及び削除などについては、説明を省略させていただき、主な改正のみの説明とさせていただきます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の4ページをお願ひいたします。

第48条及び第52条につきましては、法人市民税に係る規定の整備を行うものでございます。第48条につきましては、日本国内の法人と税負担の著しく低い国に設立した子会社の合算した所得に係る市民税の法人税割から配当所得などに課せられた所得税などを控除する規定を新たに定めるものでございます。

6ページをお願ひいたします。第52条につきましては、法人税の確定申告の提出期限延長が認められている法人について、当初申告に係る税額を納付し、その税額を減少させる構成があった後に、再び税額を増加させる構成などがあった場合に、当初申告に係る税額分について、延滞金の計算上、控除する規定を新たに定めるものでございます。

次に、議案説明資料の11ページをお願ひいたします。附則第10条の2から附則第13条までにつきましては、固定資産税に係る規定の整備を行うものでございます。附則第10条の2につきましては、固定資産税の課税標準後減額する対象となる施設に津波避難施設及び、再生可能エネルギー発電設備を追加し、平成29年度で適用が切れる対象施設などについても適用期間を3年延長するものでございます。

15ページをお願ひいたします。附則第10条の3、第12項につきましては、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る固定資産税の減額措置について、規定の適用を受けようとするものが、提出する申告書の内容について、新たに定めるものでございます。

16ページをお願ひいたします。附則第11条から附則第13条までにつきましては、土地の価格に急激な変動があった場合、納税者の不利にならないよう、課税標準額や評価額の調整を行うことができる措置を3年延長するものでございます。

次に、議案説明資料の19ページをお願ひいたします。附則第15条につきましては、特別土地保有税に係る規定の整備を行うもので、固定資産税の課税標準が調整された場合に、特別土地保有税の課税に用いる固定資産税の課税標準についても、調整後のものとする土地を3年延長す

るものでございます。

この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

提案理由としましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布などに伴い、条例を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるためでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、議案書9ページをお願いいたします。

承認第3号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

今回の提案は、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第5号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の条例改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の21ページをお願いいたします。

第2条につきましては、世帯主及び世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに均等割額及び世帯別平等割額を合算した基礎課税額の限度額を54万円から58万円に引き上げるものでございます。第23条につきましては、均等割額及び平等割額の減額措置に係る減額判定所得の算定に用いる被保険者及び特定同一世帯、所属者1人に乗すべき額を、5割軽減の場合は、27万円から27万5,000円に2割軽減の場合は49万円から50万円に引き上げるものでございます。

22ページをお願いいたします。第24条の2につきましては、特例対象被保険者等が国民健康保険税の軽減申請をする際に、その事実を証明するために掲示する雇用保険受給資格者証について、申請書にマイナンバーを記載し、確認ができたものについては、提示を不要とすることができるものでございます。

この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

提案理由としましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、条例を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条、第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるためでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書11ページをお願いいたします。

承認第4号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

今回の提案は、上天草市固定資産評価員の選任について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求め

るものでございます。

専決第6号、上天草市固定資産評価員の選任について御説明いたします。

市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ市長が行う価格の決定を補助する固定資産評価員を平成30年4月1日付けで選任したものでございます。選任した者の氏名は杉本恒明。市民生活部税務課長でございます。住所、生年月日は議案書に記載のとおりでございます。

提案理由としましては、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産評価員の選任について、前任の者が平成30年3月31日付けで、退職したことにより、同年4月1日付けで新たなものを選任する必要が生じたが、議会招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるためでございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 次に、議案第51号から議案第53号を総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） おはようございます。よろしく願いいたします。

議案書12ページをお願いいたします。あわせて説明資料23ページをお願いいたします。

議案第51号、上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の提案は、特別職の職員で非常勤のものが、公務のために出張する際に支給する旅行諸費及び宿泊料について、旅行先の県外を2,300円から3,200円に増額し、宿泊料を甲地方においては1万3,000円から1万2,000円に、乙地方においては1万1,000円から1万800円に減額するものでございます。

提案理由といたしましては、上天草市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員で非常勤のものにかかる旅行諸費及び宿泊料を改める等の必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書13ページをお願いいたします。

議案第52号、平成30年度上天草市一般会計補正予算第1号について御説明いたします。

皆さんのお手元に説明文を配付してありますので、読み上げて説明いたします。

予算書1ページをごらんください。歳入歳出それぞれ4,290万円を追加し、歳入歳出予算総額を189億5,446万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、昨年度から入札手続に入っている前島観光交流拠点施設等新築（建築）工事において、熊本地震等による資材費の高騰や労務者の不足等に原因があるものと考え、3月に実施した3回目の入札に当たっては、一部の設計の見直しも行ったところではありますが、結果的に応札者がなかったことを踏まえ、熊本県が建築工事の入札不調・不落対策としてことし3月から取り入れた、建築附帯工事で見積もり単価の採用を当市でも採用し、再度、建築躯体（鉄骨工事）に係る積算を見直したことによる増額でございます。

4ページをごらんください。第2表の地方債の補正は、合併特例債を4,290万円増額し、起債限度額の合計を28億5,300万円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。7ページをごらんください。99(款)10(項)市債は、前島観光交流拠点施設等新築事業費の増額に伴い、合併特例債を4,290万円増額するものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。8ページをごらんください。40(款)10(項)商工費は4,519万1,000円の増額でございます。内訳といたしまして、設計金額の見直しによる前島観光交流拠点施設と新築工事4,400万円及び工事費の増額に伴う管理業務委託料119万1,000円の計上でございます。

75(款)10(項)予備費は、歳入歳出予算額の調整のために229万1,000円を減額するものでございます。以上が補正予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案書14ページをお願いいたします。あわせて説明資料の25ページをお願いいたします。

議案第53号工事請負契約の締結について御説明いたします。

この議案は、(仮称)龍ヶ岳保育園改築(建築)工事に係る請負契約を締結するもので、契約の内容につきましては、工事名、(仮称)龍ヶ岳保育園改築(建築)工事。工事内容、建築工事一式、RC造一部2階建、延床面積982.03平方メートル。工事場所、上天草市龍ヶ岳町高戸2893番地3。工期、平成30年第3回上天草市議会議員議会の議決の日の翌日から平成31年1月31日まで。契約金額、2億5380万円。契約の相手方、熊本県天草市佐伊津町3413番地15、苓州・和田特定建設工事共同企業体、代表者苓州建設工業株式会社代表取締役山添雅彦。契約の方法、条件付一般競争入札(JV・事前審査型)でございます。

この契約を締結には、上天草市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(園田 一博君) 次に、報告第4号を健康福祉部長。

○健康福祉部長(辻本 智親君) おはようございます。よろしく願いいたします。

議案書の15ページをお願いいたします。あわせて説明資料の28ページから31ページをお願いいたします。

報告第4号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第7号、和解及び損害賠償額の決定について、平成30年2月14日、午後、上天草市大矢野町中3800番地5において発生した公用自動車による接触事故に関し、平成30年4月17日に専決処分を行い、車両の所有者と損害賠償の額を決定し和解したものでございます。

この事故は、非常勤職員がガソリンスタンド内において公用車を後退させた際、後方に停車していた車両に接触し、損傷を与えたものでございます。和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。

今後再発防止のため、職員の安全運転について、指導を徹底してまいります。なお、事故の詳細について補足説明しますと、嘱託職員が大矢野管内での訪問調査を終えて、次の訪問先である松島管内への移動途中で、トイレ借用のため立ち寄ったガソリンスタンドにおいて、管理棟前駐車スペースに、公用車を管理棟に向かって前向きに駐車。トイレが終わり、駐車スペースから後退させる際、右側に駐車中の車両との間隔確認等に気をとられた結果、後方への注意が不十分となり、公用車の後方でガソリン給油待ちの列に並んでいたワゴン車の運転席側ドア付近に公用車の運転席側後方バンパーが接触したものでございます。また、自己の責任割合につきましては、相手方は停車中であり、100対ゼロとなっております。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（園田 一博君） 以上で執行部からの説明は終わりました。これから、質疑を行います。まず、承認第2号について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決いたします。承認第2号は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に、承認第3号について質疑はありませんか。

10番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 12番です。上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ちょっとお尋ねしたいと思います。今回の改正は、基礎課税を54万円を58万円に値上げする条件の値上げでありますけど、今回の改正に該当する人は、市民が人数はどれぐらいなのか。それと、この改正で、国民健康保険税の増額は見込めるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） お答えいたします。平成29年度の課税情報を用いた試算によりますが、58万円以上の世帯が76世帯、54万円から58万円の間の世帯が9世帯ございました。限度額が引き上げられたことにより、約320万円の負担、個人からすると負担となります。

また、軽減判定所得が引き上げられたことによりまして、5割軽減世帯が785世帯から、7

96世帯となり、11世帯が増加します。また、2割軽減世帯が598世帯から612世帯となり14世帯が増加となります。合計で25世帯となりまして、約80万5,000円の負担減となります。トータルしますと約240万円の税収増となるところでございます。

以上でございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） ということは上のはあれして、下のほうは減額ということはあまり変わらないという意味ですか。下のほうの所得の人は、税額が若干下がる人がふえるっていう理解でよろしいんですか。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） はい、今の考えで間違いありません。

○議長（園田 一博君） 次に、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） はい、私も同じような質問だったので今でわかりましたけれども、この対象者となる方々の現在の滞納状況っていいですか、そこまでは分かりませんか。どうなるでしょうか。可能性として。

○議長（園田 一博君） 市民生活部長。

○市民生活部長（宇藤 竜一君） 今のところ滞納の情報までちょっと把握しておりません。すいません。

○議長（園田 一博君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、承認第3号を採決いたします。承認第3号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。次に、承認第4号について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決いたします。

承認第4号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第51号について、質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。これから、議案第51号を採決いたします。

議案第51号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号について質疑はありませんか。

12番、島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今回の補正は、前島交流拠点施設新築工事関係の増額補正でありますけど、これは3回ほど入札が流れたということで、1回目、2回目、3回目流れた状況をちょっとわかりやすく説明してもらいたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） まず、1回目ですけども、1回目につきましては、入札に係る公告を平成29年10月16日に実施をしております。その後条件付一般競争入札、JV事前審査型ということで、入札の公告を行っております。その後、平成29年10月26日に競争参加資格確認申請書の提出が1事業者から提出をされました。1事業者からのみの提出でございましたので、1社応札となるために、平成29年10月27日に入札の取りやめを行っております。

第2回目につきましては、同条件設計額参加資格等の見直しは行わずに、平成29年11月10日に2回目の公告を行っております。このとき、平成29年11月22日に、第1回目に競争参加資格確認申請書の提出があった事業者から、参加資格の確認申請書の提出が同じくあっております。その後、平成29年12月20日に同事業者から辞退届が出されました。これによりまして、平成29年12月25日の開札まで至らずに入札不調という形になっております。

第3回目につきましては、設計内容の一部見直し、それと参加資格の見直しを行って、平成30年1月29日に3回目の公告を行っております。参加資格の見直しにつきましては、代表構成員につきましては経営事項審査の総合評定値を1000点としておりましたものを850点ということで、点数を引き下げて実施をしております。構成員につきましては、同じ条件で実施をしております。設計額の増額を行っております。それにつきましては、設計内容の見直しで1,086万9,993円の増額を行って実施をしております。その結果、平成30年2月1日に1社、平成32年2月5日に1社、競争参加資格確認申請書の提出をされまして、合計2社から競争資格の参

加確認申請書の提出がなされました。その後、平成30年3月8日と、平成30年3月9日に、それぞれの事業者から辞退の届けが提出をされております。結果としまして平成30年3月12日の開札までには至らずに、入札不調という形にこれまでなっているところでございます。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 1回目が1社だけということで、入札が取りやめになって2回目は増額じゃなかったですね。ところがやっぱり、辞退された。3回目は2社手を挙げられて、最終的に、2社とも撤退された。やめられた理由は、正確に業者のほうから何か伝わってきておりますか。例えば、工事単価が低いのかとか、もろもろ相当あると思うんですけど、そういう聞き取りとかされてますか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 直接の聞き取りまでは行っておりませんが、間接的には設計価格と見積額が合わないというような話は聞こえております。ただ具体的に金額がどれだけかと、そこまでは私どもは承知をしておりません。

○議長（園田 一博君） 島田光久君。

○12番（島田 光久君） 今回補正で増額されて、見積単価も基準単価も大分上げられて、4,500万ほどの増額になっているんですけど、あとはこの施設の指定管理者は選定されていると思うんですけど、指定管理者はまだ決まっているのかいないのかと、決まったら例えば、今回の補正も含めて内装関係含めて、若干の模様がえとかできるのかできないのか、その辺も含めてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 指定管理者の選定はまだ決定までには至っておりません。今、手続をしておりますので、審査をこれから行うということでございます。指定管理者が決定をすれば、施設の大幅な変更等については、指定管理者の要望といえどもできませんけども、内装の色合いの調整であったりとか、機器等の配置のレイアウト、そこら辺についてはやはり指定管理者が運営を行いやすい形で実施をしていきたいと考えております。

○議長（園田 一博君） ほかに。

5番、宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 少しお尋ねしますが、入札が3回不調ということで、県内でも地震の影響で、こういうことが起きてるといふのを新聞やテレビでも何度も見ました。それで、これは上天草市に限ったことではないと思いますけれども、この何回も不調になったということで、例えば1回目がだめで、2回目のときに少し工夫しなければならなくて、何で不調になったのかということではなければいけなかったのではないかと思うし、3回目も少し金額を増やしてはおられますけれども、これが合わなかったということでしょうから、設計する段階でもう少し何か慎重に、もうちょっとここはどうしてもこの建物を建てたいというのであれば、今回は工事費だけで4,400万の増額なので、この3回目をするとき、もう少しその辺のことを考えるべきじゃな

かったかなと思うんですけど、その金額が、2回目から3回目では1,000万ほど増えておりますけども、その設計をする段階では、その辺のことは金額的には何もなかったのかなと思うんですけど。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 3回目の見直しの折ですけども、やはり、私たちもその設計価格の単価の部分、検討させていただきました。あわせて、施設の中で、構造の中で、材料等落とされるものがないのか、落とされる部分がないのか等の検討も行いました。

基本、市、公共の発注については、今回、見直した部分はありますけども、市場単価というのを用いて単価の積算をやります。当然仕様段階でない部分についてはどの時点であろうが、見積もり業者からの見積もり等をとって、見積単価は設計書に反映していくわけですけども、3月の見直しの時点では考えられるだけの見直しは実施をしました。ただ、やはり熊本地震等の影響で資材等の変動が激しい部分と、労務者の不足等がいろいろ重なって、今回のこれまで3回の入札不調になっているところだと思います。

今回の補正についても、県が3月に示しました、先ほど説明した内容、そこを私たちは採用して見直しをさせていただいて、今回、増額になったということですので、3回目も当然予算も絡みますけども、その中で考えられる分については十分考えたつもりでございます。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） 今回、社会資本整備総合交付金というのを活用してからするというところで、期限があるので、期限に間に合わせるためにということなんですけれども、そういうことであるならば、もっと早い段階でもう少しどうにかできなかったのかなという気持ちがあります。

それと今回、施工管理業務委託料まで含めて4,500万ほどの増額になりますけれども、これだけの大きな金額を増やすということですので、これが理由が熊本地震に伴う資材の高騰とかそういうのいろいろ上げておられますけれども、もしこれを少しずらしてすると考えると、その影響っていうのはどういうのがあるんでしょうか。例えば金額的にもどうなのかとか、合併特例債も5年延びましたけど、利用するお金の金額の問題と延ばした場合の弊害じゃないけど、デメリットみたいな、何かそういう影響っていうのはどうなるんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 今回の施設については、平成26年から平成30年度までの社会資本整備総合交付金、この計画事業ということで計画をしております。当然そこには全体事業の効果発揮等も計画の中でうたっておりますので、その部分についてはやはり計画工期内で完成を目指していきたいと考えているところでございます。ですから、今回の施設をつくることで経済波及効果等も予測をしておりますので、できるだけ計画の中で早期に完成をして、早い段階で地域への経済波及効果を求めるべきかなと考えております。

あと、資材と労務等の単価の部分については、やはり今の熊本地震等の復旧復興の状況からす

ると、当面、どれだけ上昇が続くのかあるいはどこで安定して値下がり等々になるのか、全く私たちのほうとしても見通しが見つからないところですので、あくまで現計画の効果を早期に発揮するというので、事業を進めたいというふうに考えております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○5番（宮下 昌子君） ちょっと影響といたしますか、市民の皆さんの声もあるものですから、私のところにいろいろ声も、電話がかかってきたりするんです。それで、もしこれを今年度中に建設しなかった場合の影響といたしますか、この上天草市にとって住民にとって、どういう影響があるのかっていうのは、ちょっと例えばの話ではできないんですか。どういう影響があると考えられるかというのをちょっとお聞きしたいなと思ったんです。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 社会資本整備交付金を活用して今まで、この施設を含めまして道路等も実施をしてきておりますので、そこら辺の補助金の交付を受けた部分に続いて、国等との協議が必要になってくるかと思えます。結果的にそれが今まで実施した分が返還とかそのまま良いという形になるか、そこはわかりませんが、当然その返還等の部分も出てくる可能性はございますので、その部分について単費を使用しなければならないということは出てくるかと思えます。

あとはやはり、できるだけ早期に完成をして地域経済への波及効果というところを、観光との核という位置づけをしておりますので、そこを早期に発揮できるように取り組む必要があるのかなと思っております。

○議長（園田 一博君） ほかに。

小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 1回目のときに、1社だけの応募ということで、入札を取りやめられたんですが、公募される段階で、1社の場合は入札を取りやめるとか、またはその入札をする条例の中で1社だったら取りやめるといようなことが決まっていたのか、まずそこを伺いたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 上天草市が実施をしておりますものについては特別の技術力等が必要で事業者等に限られる、実施者が限られる場合は、1社応札を可として、入札を実施する場合もありますけども、通常は1社応札は不可ということで実施をしております。今後もそれは変わりません。

ただ、同条件で1回目、2回目、今回、見直し入札の公告をしましたが、2回目については全く同条件で入札公告をしましたので、1社応札可ということで、2回目は実施をしております。同条件で2回実施する場合は、1社応札可という形で、今後も実施をしていきます。

○議長（園田 一博君） 小西涼司君。

○8番（小西 涼司君） 私の記憶の中では過去に1社応札という形を覚えておりますので、業

者側からすればそこらあたりを明確にさせていただいたほうが、入札はやりやすいだろうし、今後そこら辺十分注意していただきたいと思います。

以上です。

○議長（園田 一博君） 高橋健君。

○7番（高橋 健君） 議案に付随しまして、今の部長の答弁で、建築資材のほうの高騰ということで、建築だけ今上がっているのか、ちょっと土木のほうも、今から先そういう高騰はしていく予想がされますので、平成30年度予算あたりが、今度の補正で増額あたりで出てくるのかでちょっとまだ私どもに議案提案されてないんでわからないですけども、やっぱりそういうところ、早め早めに建築関係、土木関係、付随しまして、予算の増額あたり、それが補助金を使うやつであったら、その割合がどうなるのかというのは、ちょっと私も聞かないとわからないですけども、一般財源が投入されてるところに関しては、やっぱり増額していかなければいけませんと思いますので、事業として上がってる承認はされてる。まあ財政的に厳しい折でありますけれども、その辺を早め早めに提案をしていただきたいなということをお願いします。

これはもう答弁要りません。

○議長（園田 一博君） いいですか。

○7番（高橋 健君） はい、大丈夫です。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） ちょっとお尋ねいたします。説明の中で、他の自治体でも、同じようなことがあっているということでございますが、県とか他の自治体でもやはりこういう状況が多く出ているということで解釈していいですか、上天草市だけではなく。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 県内で入札関係の不調不落というのは、数多くあっているということで、ここら辺については新聞等の報道でもされているところがございます。私たちが今持っているところでは県の事業で4回、入札不調で5回目が手続きのところもあるとはなっておりますけども、やはり先ほどから申し上げたように、資材等の値上がりが予測がつかないことと技術者、労務者等の不足もあっているものと思っております。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） 今回新たに、また設計金額を上げて出すんですけど、全体像として本来ならこの施設が今年度の完成する予定だったが、今回も今年度に完成するために今から発注すると思うんですけど、全体像として、全て3カ月遅れ4カ月遅れで、ずっと遅れてきてます。今後は、指定管理者の選定があるかと思います。来年度の4月1日付けでオープンとなっていると思うんですよ。仮にこのオープンがずれるということもあり得ると想定していいんですか。その場合、今後、指定管理者を選定するに当たって、来年度の4月1日付けでの計画書を指定管理者が出されるじゃないですか。もしこれが、市の事情等で遅れた場合は、補償をしなくちゃならない場合が出てくるんじゃないかと心配するんです。今から指定管理者が決定する段階で、も

しずれる可能性があるなら、その辺も含んで契約書等には補償等が発生しないような書き込みをするべきじゃないかと思うんですけど、その点の予定はどうでしょうか。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 市指定管理者の選定については、これから行っていきますので、当然、施設、あくまで今建築等の完成については目指していきますけども、やはり結果として遅れる部分、それは、施設の運営開始が遅れる部分が出てくる可能性としてはあるかと考えております。ただ、これから指定管理者を選定していきますので、その段階で、そこら辺を見据えて、今おっしゃったような保障金等は発生しない手続をしていきたいと考えております。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） もう1点確認なんですけど、今回社会資本整備総合交付金を活用して、今回の施設をつくることになっておりますけど、このオープンがずれることは、この交付金を活用していることに対して例えば何か縛りはあるんですか。来年度の4月1日付でオープンをしてくださいというようなことになっているんですか。

その辺も踏まえて今後、もし単純に考えて全体的にも遅れてしまっているのでオープンも、単純に考えて遅れると考えたほうが早いじゃないですか。その辺も踏まえて今後どういうふうに考えているのか。そうなるのであれば、今からその部分是对応策を考えておかなければならないと思うので、その考えをお尋ねします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 施設の完成については、当然30年度というところが出てきますけども、施設のオープンについては、社会資本整備総合交付金の規定のところでは関係はないものとなっております。

○議長（園田 一博君） ほかに。

新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） 今さまざまな質問がありましたので、重複するところは避けたいと思いますが、今回4,500万ほど増額ということでさらに入札に向かっていくということですが、金額の増額は、今説明がありました、3回目に参加資格を1000点から850点に引き下げられてますが、参加資格について、例えばJVの内容であるとか、そういった点数も含めて、例えば地元企業をもう少し使うとか、何か参加資格について見直しは考えられておるのか、質問お願いします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 4回目の入札につきましては、これまで、条件付一般競争入札のJVの事前審査型ということで実施をしてきておりました。ただ、やはり、参加資格の確認申請書等の提出の状況が1社2社にとどまっていることを考えると事後審査型の単体方式で条件付一般競争入札で発注をしたいと思って入札ができればと考えております。

参加資格については今考えている部分で申しますと、県内の事業者、850点以上の県内の本

店営業所の事業者ということで、上天草市内の事業者を含めまして、48社が対象になると考えております。それと、その単体型にもっていくのは、JVで事前審査型で、持っていった場合入札公告をした場合、入札の公告から落札者の決定まで、おおむね上天草の場合60日かかっております。ただこれを事後審査型の単体でいくと、約40日ということで、落札者の決定までできるということで、できるだけ早く契約まで至るような形で進めればと今は考えているところです。

○議長（園田 一博君） 新宅靖司君。

○9番（新宅 靖司君） 私も、3回目で本来なら落札していなければならない案件なのかなと思います。4回目は、失敗は許されないとしますので、全てについて参加資格も含めて、慎重に行わないと、今まで質問があったようなことが起こり得るのかなと思いますので、そこら辺は慎重に、入札に向かってもらいたいと思います。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 私たちも、今度はどうしても入札して、落札者の決定まで行きたいと考えております。あわせて、先ほど単体方式でということで申し上げましたけども、やはり市内事業者の育成というところがありますので、特記事項として、上天草市に主たる営業所を有する者に下請をさせるよう努める旨の誓約書の提出をしていただくような形で実施をしたいと考えております。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） もう私言うつもりはありませんでしたけど、部長の答弁で、5回目もあったところがあるとかいうような話をされましたので、あえて重複しますが、質問させていただきます。

議運の中で、不調入札に関しての件数はどのくらいあるのかということで、きょう朝、全協でいただいた書類がありますけど、相当の案件が不調になってるわけです。今回の場合は特別ということで、不調になるのも理解できる部分がありますけどというようなことで、議運で話しました。はっきり申し上げて、4回なんかあり得ないということで、議運で私申し上げました。わかりやすく市民に話をしなければいけないと思ってあえて私は言わせていただきます。内容等については執行部が決めることだから、それは、もういいですよ。しかし1回目でした時、2回目はどうするべきかということで、いろんなこと決める上においては、そこでその都度精査していくという流れになっておると思います。

そして2回目した時は、また問題は何だろうかということ、4回なんかあり得ないということで、その辺は言ったじゃないですか。これははっきり言って怠慢ですよ。まず、最初ここに来て謝らなければならないんだ。発言する前に。優しいんですよ、ほかの議員の人達は。私がこういう言い方をすれば、市民の皆さんもおそらくわかると思いますよ。あり得ないですよ。4回なんか。それを5回あるのなんかっていうのは、もってのほか。

また必ず同じようなことしますよ。そういったことでしたら。肝に銘じて、その辺はしていた

だかなければ。特に龍ヶ岳の案件でございますので――〔「違う、それは次」と呼ぶ者あり〕――龍ヶ岳の案件であれば、相当のことを私言うつもりですけど、よその案件では私は言わないんですよ。極端な話、私から言わせればよそですよ。地元の人たちがいるんだから、地元の人が考えなくてはいけないんです。そういうよそという意味が違うんです、皆さん。それは理解して下さい。言葉のあやで言っていること。話をしております。

その辺は指名に関わる最高責任者は副市長じゃないんですか、副市長。そういった部分を踏まえて、もう本当に私初めてです。議員になって建設問題、事業の問題で、こういったことを言ったのは。委員会でも言いましたけど、市長の専権事項ですから、人事と事業関係に関しては何も言いませんということで、あえて言わせてもらいますという前置きをとった中で、あの時も発言をさせていただきました。そういったことでございます。

どうぞ、その辺は同じような、内容等の部分で発言されましたけど、しっかりとして、二度とないような形をお願いしたいと思います。最後に答弁お願いします。副市長。

○議長（園田 一博君） 副市長。

○副市長（小嶋 一誠君） 本当に3回まで、現実的には不落不調という形になりました。それで、その点につきましては、もう本当に我々のほうもじくじたる思いを持ってるわけです。で、ありますが、1回目2回目も漫然とやってきたわけではありません。やはり原因も、一生懸命考えながら、1回目の不落のときにも、設計は大丈夫かと。その辺のところも検証しながら、1回目2回目と重ねてきて、3回目もその時点では、これでいけるんじゃないかということで、一生懸命考えてやったつもりではありますけれども、結果的には3回まで一応不落が続いたということで、それも今議員がおっしゃられたところだと思います。

それでその原因につきましても、どこが1番原因かなということで、先ほどの総務企画部長が色々申し上げておりましたけれども、やはりつまるところ、地震の影響しか、ちょっと我々のほうも考えられないということで、ちょうど折から熊本県もそのあたりのところを改善をいたしましたので、我々のほうもいろいろ聞いておりました中では、やはりそのあたりの所が実態としては、かい離していたんじゃないかというような話も聞いておりましたので、そういう改正をして取り組もうということでございまして、相手のある話ではありますけれども、執行部としても最善を尽くしたいと、そういう気持ちで頑張っていきたいと思ってるところでございます。

何よりも、先ほどからいろいろ出ておりますけれども、来年の4月オープンということで、進んできた話であります。非常に適正工期の確保が厳しくなっているのも、現実問題でございます。まだこの後も、本体が行けば、あとは電気と、それから設備もいきますし、また最終的には、外構は少しおくれることになるかもしれませんが、外構も控えている。かたや、指定管理者の選定も先ほど田中議員もおっしゃっておられましたけれども、並行して進めなくちゃならないということで、大変タイトな日程の中で、同時進行しなくちゃならないということにもなっておりますので、気を引き締めて今後頑張りたいと思っておりますので、どうぞ御理解をよろしくをお願いしたいと思います。すみません。

○14番（桑原 千知君） よろしくお願ひします。

○議長（園田 一博君） ここでお諮りいたします。11時になりましたが、このまま最後まで続けますか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○議長（園田 一博君） 分かりました。ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第52号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立多数です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号について質疑はありませんか。

田中万里君。

○10番（田中 万里君） 確認なんです、荅州・和田特定建設工事共同企業体となっております。先ほど荅州さんのほうは説明がありましたけど、この和田、特定という、子になるんですか。こちらのほうのどちらの会社なのかの説明を求めたいんですけど、

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 上天草市内の事業者でございます。

○10番（田中 万里君） 上天草市に、和田いろいろ――。多分、和田何とか、和田建設とか工務店とか和田土木とかいろいろあるかと思うんで、どちらの会社なのかお願いします。

○議長（園田 一博君） 総務企画部長。

○総務企画部長（和田 好正君） 有限会社和田工務店でございます。

○議長（園田 一博君） いいですか。

○10番（田中 万里君） はい。

○議長（園田 一博君） ほかに。

高橋健君。

○7番（高橋 健君） 議運のほうでも申し上げましたけども、先ほどの50何号議案だったか、先ほどの建築物の予算と関係しまして、落札額が91%ということでお聞きをしております。議運でも言いましたけれども、もうこれ自体の予算は、早めに出てはきてるんですけども、県のその予算物価単価の勘案した中での発注単価の中での91%の落札ということ聞いております。それで全然構わないと思います。

ただ、工事を進めていく中で、こういう問題があった、こういう問題があったという増額は、私は認めない。ただ、落札価格が8%開きがあるので、こういうところにこういうのが欲しいとか、そういうのだったらいいのかなと思いますけれども、工事をしていく中で、問題が起きたという増額に関しては、私は認めたくないの、そこも議員さんの方々にしておきたく、質疑をいたしました。そこら辺を肝に銘じて、監督のほうよろしくをお願いします。

○議長（園田 一博君） 答弁いいですか。

○7番（高橋 健君） いいです。

○議長（園田 一博君） ほかに。質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第53号は原案のとおり決定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、平成30年第3回上天草市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上天草市議会議長

園 田 一 博

署 名 議 員

田 中 辰 夫

署 名 議 員

木 下 文 宣